

日本のIWC改革案提出の背景・趣旨

背景① IWC本来の目的(鯨類資源管理及び捕鯨産業の発展)を重視

- ・1946年、世界の鯨類資源を保存するとともに捕鯨産業の秩序のある発展(持続的利用)を確保することを趣旨・目的とした国際捕鯨取締条約(ICRW)が作成された(同条約の発効は1948年)。
- ・日本は、条約の趣旨・目的に鑑み、国際捕鯨委員会(IWC)が鯨類資源管理のガバナンスを有効に行うことを一貫して重視。

背景② 長年の協議停滞により、IWCが十分な役割を果たせていない状態が続いてきた

- ・IWCは、予防的アプローチに十分配慮した捕獲枠決定方法を確立済み。
- ・資源豊富であると科学的に立証された種については、鯨類の保存と持続可能な利用は両立可能。
- ・しかし、捕鯨国・反捕鯨国間の対立から長年にわたりIWCにおける協議が停滞し、IWCは鯨類資源の「保存」のためにも「持続可能な利用」のためにも役割を果たせていない状況。

背景③ IWCの機能の正常化のため、日本は努力を重ね、交渉に真剣に参加

- ・日本は、IWCの機能の正常化に向け長年にわたり真摯に努力を重ね、30年超に及ぶ交渉(改訂管理制度(RMS)、「IWCの将来」等)に真剣に参加。更に2016年からは、「IWCの今後の道筋」プロセスを主導。

鯨類資源の「保存」及び「持続可能な利用」を両立できる方策を提案し、IWC加盟国の総意としての採択を目指す。

資源管理機関としてのIWCの機能回復を目指す。

捕鯨国・反捕鯨国の共存を目指す。